



公共施設

番号	設置場所	住 所	設置数
1	消防署	横町 1693-1	4
2	消防署西分駐所	備中町布賀 29-2	1
3	市役所本庁	松原通 2043	1
4	市役所仮庁舎	旭町 1305	1
5	有漢地域局	有漢町有漢 3387	1
6	成羽地域局	成羽町下原 1068-13	1
7	川上地域局	川上町地頭 1819-1	1
8	備中地域局	備中町布賀 29-2	1
9	高梁保健センター (高梁総合福祉センター)	向町 21-3	1
10	総合文化会館	原田北町 1212	1
11	文化交流館	原田北町 1203-1	1
12	市民体育館	落合町近似 267-7	1
13	成羽病院	成羽町下原 301	1
14	高梁中学校	落合町近似 1260-1	1
15	高梁東中学校	津川町今津 1908	1
16	高梁北中学校	川面町 2302-1	1
17	有漢中学校	有漢町有漢 3406	1
18	成羽中学校	成羽町成羽 601	1
19	川上中学校	川上町地頭 1730	1
20	備中中学校	成羽町布寄 109	1
21	高梁小学校	落合町近似 504-1	1
22	津川小学校	津川町今津 1077	1
23	川面小学校	川面町 895	1
24	巨瀬小学校	巨瀬町 4966-2	1
25	中井小学校	中井町西方 300	1
26	玉川小学校	玉川町玉 1538-1	1
27	宇治小学校	宇治町宇治 1681-2	1
28	松原小学校	松原町春木 683-2	1
29	高倉小学校	高倉町飯部 3344-1	1
30	落合小学校	落合町阿部 1686	1
31	福地小学校	落合町福地 1578	1
32	有漢東小学校	有漢町上有漢 8263	1
33	有漢西小学校	有漢町有漢 2418	1
34	成羽小学校	成羽町下原 1086	1
35	布寄小学校	成羽町長地 933	1
36	吹屋小学校	成羽町吹屋 1290-1	1
37	川上小学校	川上町地頭 1323	1
38	富家小学校	備中町長屋 27-1	1
39	平川小学校	備中町平川 6169	1
40	湯野小学校	備中町西油野 1323-1	1
41	西山小学校	備中町西山 2105	1
42	神原スポーツ公園	松原町神原 2323-5	1
43	有漢スポーツパーク	有漢町有漢 7996-1	1
44	なりわ運動公園	成羽町成羽 1860	1
45	教育委員会スポーツ振興課	落合町近似 286-1	1
46	備中県民局高梁地域事務所	落合町近似 286-1	1
47	備北保健所	落合町近似 286-1	1
48	高梁警察署	段町 1017-1	1
49	高梁高等学校	内山下 38	1
50	高梁城南高等学校	原田北町 1216	1

事業所等

番号	設置場所	住 所	設置数
51	千崎建設株式会社	有漢町有漢 5264-4	2

市内AED設置場所

現在、市内の公共施設50力所にAEDが設置してあります。

※市では、今後も公共施設にAEDを設置する準備を進めています。



AED設置場所を市ホームページで公開しています

市は、市内のAEDの設置場所を皆さんに知っていただくため、市ホームページで公開しています。市内でAEDを設置されていて、市ホームページへの掲載にご協力いただける人(事業所)は、市ホームページから申請できますのでご利用ください。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ 健康づくり課健康増進係 (TEL) 0267-

後期高齢者医療制度



今年度の保険料の決定と 被保険者証の更新

保険料額の通知

今年度の後期高齢者医療保険料の額が決定しました。7月中旬に「決定通知・納入通知」を送付しますので、ご確認ください。
また、保険料を納付書で納付（普通徴収）される人には、併せて納付書を送付します。

〈保険料の口座振替〉

保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
口座振替は、市指定金融機関等の窓口にて備えてある「高梁市税等口座振替依頼書」で手続きで

保険料の軽減措置

きます。なお、金融機関の受け付けから手続き終了まで、1カ月程度かかる場合があります。
年金からの天引き（特別徴収）に替えて、口座振替で保険料を納付することもできます。変更手続きは、申出書を保険課、各地域局、各地域市民センターの窓口にて提出し、各金融機関で口座振替依頼を行ってください。

今年度は、従来の保険料の軽減措置（保険料均等割の7割、5割または2割軽減）に加え、次のとおり軽減措置を行います。

① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が年間33万円以下の人：本来は均等割が7割軽減ですが、8.5割軽減となります。

② ①の対象者のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下でほかの所得がない世帯の人（給与収入等がある場合でも控除後の所得が0円の場合）：今年度から、均等割が9割軽減となります。

③ 後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった人：均等割が9割軽減となります。

④ 年金収入が153万円以上211万円以下の人（給与収入等がある場合でも控除後の所得が91万円以下である場合）：平成20年度と同様に、所得割が5割軽減となります。

被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者の皆さんには、医療機関の窓口で1割、または3割（現役並み所得者）の自己負担をお願いしています。

この負担割合については、毎年8月に所得による判定を行い、見直します。今年7月31日までの判定対象は平成19年中の所得ですが、8月1日から来年7月31日までは平成20年中の所得が判定対象となります。

なお、現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日となっていますので、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。
現在の被保険者証は、8月1日以降は使用できません。保険課、各地域局、各地域市民センターへ返却をお願いします。

■問い合わせ 保険課健康保険係（☎0258）、岡山県後期高齢者医療広域連合（☎086-245-0090）